

入札に関する注意事項

1 件名

漏水探知器購入

(規格等は『漏水探知器購入仕様書』のとおり)

2 納入場所

京都府与謝郡与謝野町字四辻65番地 野田川庁舎

3 納入期限

令和8年12月28日

4 予定価格

公表しない

5 最低制限価格

無し

6 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は、与謝野町ホームページにて閲覧に供する。

ア 閲覧期間： 令和8年10月30日(金) 9時00分以降

イ 与謝野町ホームページのURL

<https://www.town.yosano.lg.jp/work/bid/bid-announcement/>

(2) 設計図書の入手方法

ア 原則として、与謝野町ホームページからダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、総務課へ問い合わせの上、
入手すること。(入札指名業者に限って有償で配布する。)

(3) 設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出
することとし、書面は下記へFAXにより提出すること。

ア 受付期間：令和8年11月9日(月) 12時00分まで

イ 質問宛先：総務課

ウ FAX番号：0772-46-2851

(4) (3)の質疑に対する応答書は、与謝野町ホームページに掲載する。

回答日：令和8年11月10日(火)

7 同等品承認申請書

本件の仕様書に記載する例示品以外の製品又は型名指定製品の後継製品により応札される場合、令和8年11月9日(月) 12時00分までに同等品承認申請書とカタログ又はその基本性能を証明する書面を総務課に提出し、承認を受けなければならない。(承認を受けていない同等品で入札し、落札者となった場合、その物品で契約を締結できませんので必ず承認申請を行うこと。)

8 入札書の開札について

ア 日時：令和8年11月17日（火）14時00分

イ 場所：与謝野町役場3階大会議室

9 入札方法等

別表記載の入札注意事項による。

10 入札保証金

免除

11 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、同一価格で入札した者のうち開札に立ち会わない者または、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

12 落札の取消

- （1）無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- （2）落札者（共同企業体においては、その構成員のいずれか）が落札決定から契約締結予定日までの期間に、入札参加条件を満たさなくなったときは当該落札決定を取り消すものとする。

13 契約締結予定日

令和8年11月24日（火）

14 違約金

落札人が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約書

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に契約書を作成しなければならない。（ただし、発注者から指示がある場合は除く。）

16 契約保証金

- （1）契約金額300万円未満は免除。
- （2）契約金額300万円以上については契約金額の100分の10の契約保証金を契約の締結と同時に納入しなければならない。ただし、与謝野町財務規則第128条に該当する場合は免除する。

17 支払条件

- （1）前金払
なし
- （2）部分払

なし

18 議会の議決を要する契約

- ~~（１）与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年与謝野町条例第５３号）の規定により、予定価格７００万円以上の財産の取得に関する契約については、与謝野町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。~~
- ~~（２）議会の議決に付すべき契約において、「18契約保証金（２）」の規定については、「契約締結と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。~~
- ~~（３）仮契約の当事者が、入札日の翌日から与謝野町議会の議決を得る日までに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。~~

19 その他

- （１）入札参加者は、入札に関する注意事項、設計図書等を熟読し、与謝野町ホームページに掲載されている「与謝野町財務規則」「入札心得」を遵守すること。
- （２）入札において、事故が起きたときや不正な行為が認められたときには、入札を中止し、又は延期する場合がある。

20 問い合わせ先

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1
与謝野町役場総務課 財産活用・契約室
TEL 0772-43-9010（直通）
FAX 0772-46-2851
URL <https://www.town.yosano.lg.jp/>

別表 （入札方法等 （入札注意事項））

（１）入札書の提出方法（郵便入札の場合）

ア 入札書の提出に当たっては、与謝野町ホームページの郵便入札共通事項を参照し、角形２号の外封筒（※１）に、入札書が封かんされている入札用封筒（※２）を与謝野町役場総務課まで「持参」若しくは「一般書留で郵送」すること。

※１ 外封筒については、表側に入札書在中を記載し、裏側に当該件名、入札者の住所、氏名を記載し、封かんすること。

※２ 入札用封筒の表側に件名、入札参加者の住所、氏名又は名称記載し、入札書であることがわかるよう『入札書』と表記し、裏面には両端２箇所に封印をして封かんすること。

イ 提出期間は、令和８年１１月１２日（木）９時００分から令和８年１１月１３日（金）１２時００分までとし、提出期間後における必要書類の差し替えは一切認めないこととする。なお、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日）及び上記時間外における受付は、一切行わないので注意すること。

ウ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

（２）入札書の記入・押印

① 入札書は、町指定様式の入札書を使用してください。

② 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税額控除後に相当する金額（税抜きの価格）を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

④ 入札書の記載・押印方法は入札心得の記載例のとおりとし、入札書に記載する年月日は、（１）イの提出期限内の日付とする。

（３）入札回数

３回とする。

再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他事項を別添通知する。

（４）入札会場における注意事項

① 郵便入札の参加者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。

② 入札参加者又はその代理人であっても、入札書の開札開始後は入札会場

に入場することができない。

③ 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。

④ 代理人による開札の立ち会いを行う場合は、代理人は、郵便入札（1回目の入札）の開札開始前に入札会場において、入札権限に関する町指定様式の委任状を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。（委任状がない場合、開札に参加できません。）

⑤ 入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を妨害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

（５）内訳書

内訳書の提出を免除する。

ただし、町より指示があった場合は提出しなければならない。

（６）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格がなく入札したとき。

イ 同一人にして、同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関して談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。

キ 持参、普通郵便等の（１）アによらない方法で提出されたとき。

ク その他、入札条件に違反したとき。

（７）失格

予定価格（消費税相当額を除く）を超える価格で入札した者は失格とする。

（８）入札の保留

入札の結果、落札率が高い又は低い場合は、入札を保留する場合がある。

（９）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書提出までに町指定様式の辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到着後の入札辞退は認めないものとする。

(10) 入札の中止

入札参加者いない場合は、入札を行わない。

(11) 入札に係る費用の負担

郵便入札に係る費用については、入札参加資資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。